

平成 30 年 9 月 10 日

株主および登録株式質権者 各位

神奈川県川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地
富士古河 E & C 株式会社
代表取締役社長 日下 高

株式併合および単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 30 年 3 月 29 日開催の取締役会および平成 30 年 6 月 22 日開催の第 108 回定時株主総会の決議に基づき、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として株式併合および単元株式数の変更を行いますので、会社法第 181 条の規定に基づき、下記の通り公告いたします。

記

1. 株式併合

株式併合の割合	当社株式について 5 株を 1 株に併合する
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日
効力発生日における発行可能株式総数	14, 400, 000 株

2. 単元株式数の変更

単元株式数の変更の内容	単元株式数を 1, 000 株から 100 株に変更する
単元株式数の変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日

以 上

(ご参考)

上記に伴い、平成 30 年 9 月 26 日から、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 1, 000 株から 100 株に変更されます。

なお、株主の皆様におかれましては、特に必要なお手続きはございません。